



平成 30 年 11 月 14 日

瀬戸内高速道路利用協同組合 様
(お客様番号：117398-0001)

西日本高速道路株式会社 中国支社

ETCコーポレートカードの登録車両以外でのご利用について

拝啓 時下益々清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社の高速道路をご利用いただき心より御礼申し上げます。
さて、現在ご利用中のETCコーポレートカードにつきましては、利用約款第15条第4項により、カードに表示された車両以外ではご利用できないこととなっております。(登録車両入替届により弊社が一時的な使用を承認した場合を除く。)
しかしながら、お客様の今月請求分の利用状況を調査したところ、別添一覧のカード番号において登録車両以外のご利用が確認されております。
登録車両と走行された車両が一致しない場合、その走行車両が他のETCコーポレートカードで登録されている車両であっても、その走行については割引対象とはならず、お客様にとって不利益となるだけでなく、今後もこのような走行が継続して行われるようであれば、利用約款第23条に基づき割引停止等のペナルティ措置の対象となりますのでご注意ください。

車両不一致の事例といたしまして、登録車両入替届によりカードをお使いになる車両を変更したにも係らず、変更前の車両でご利用になっているケースや、登録されている別の車両のカードと入れ違いでご利用されているケースが多々ございます。
また、車両入替やETC車載器の載せ替え等により、車両と車載器の組み合わせが登録内容から変更となった場合、ETC車載器の再セットアップと弊社への変更手続きが必要となります。変更の手続きがお済でないお客様は、早急に書類のご提出をお願いいたします。
本状につきまして、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

敬 具

(お問合せ先)

〒731-0103

広島県広島市安佐南区緑井2丁目26番1号

西日本高速道路株式会社中国支社 大口・多頻度受付窓口

TEL 082-831-4477 (直通)

現在、当組合ではNEXCO西日本の「ETC利用照会サービス」を使用して、車両不一致の当月内での解消に向けて取り組んでいます。
(多い月で7組合員・10枚の解消実績)

組合員各位のご理解の深化により車両不一致件数は制度発足当時から大きく減少しました。しかし、近年は毎月ほぼ同程度で推移しており、最後のひと踏ん張りがなかなかできていない状況です。(下表参照)

言うまでもなく、ETCコーポレートカードは登録車両に限った使用がルールであり、利用約款の厳格な適用によっては**割引停止処分**となります。

NEXCO西日本から当組合に、注意喚起を促す左に掲載した文書が度々届いております。ご一読いただき今一度車両不一致撲滅へ向けた組合員各位のご努力をお願いいたします。

◆車両不一致件数

ご利用月	組合員数 (名)	枚数 (枚)
2015/9	19	31
2015/8	15	27
2015/7	28	36
2015/6	28	39
2015/5	26	45
2015/4	24	38



2018/9	24	47
2018/8	21	35
2018/7	23	53
2018/6	27	44
2018/5	31	55
2018/4	31	57

「働き方」が変わります!

項目	中小企業の施行日
時間外労働の上限規制の導入	2020/4/1
年次有給休暇の時季指定義務	2019/4/1
正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止	2021/4/1

有給休暇の時季指定義務は中小企業への施行猶予期間がありません。
違反すると事業者は労基法違反として罰則の対象となりますので注意が必要です。

【雑感】「光陰矢の如し」で、当組合は今月から新たな事業年度に入りました。世は年末商戦が次第に盛り上がっていて、笑顔が増え気分も高揚する。その一方で、昨年度の決算や来期事業計画の詰めなど、違う意味で気分が高揚している自分がいる。とはいえ、暦より一足早く一年を締め括ることになるわけで、全力を傾けて完成させた暁には清々しい気分でも年末年始を迎えられるご褒美が待っている。